

1. 政策及び目標等

政 策	資本増強行の経営の健全化及び金融機能強化法の適切な運用
達成すべき目標	資本増強行の経営の健全化が図られること 「納税者の利益」の立場により重きを置いた公的資金の管理が図られること 金融機能の強化が図られること
目標設定の考え方及びその根拠	公的資本増強による金融機能の早期健全化により金融システムの再構築と経済の活性化に資するため、資本増強行の経営の健全化が図られる必要がある。 地域経済の活性化、信用秩序の維持及び国民経済の健全な発展に資するため、合併等をはじめとする経営改革を行う金融機関に対して、申請に基づき国が資本参加し、適切なフォローアップを行うことにより、金融機能の強化が図られる必要がある。
測定指標	資本増強行の経営の健全化の状況 ・ 経営健全化計画の履行状況 ・ 公的資金の返済状況 金融機能の強化の状況 ・ 経営強化計画の履行状況

2. 17年度重点施策等

17年度重点施策	経営健全化計画のフォローアップ 金融機能強化法の適切な運用
参考指標	経営健全化計画の履行状況 公的資金の返済状況 金融機関等への資本参加の状況 経営強化計画の履行状況の公表・フォローアップ等の状況

3. 政策の内容

早期健全化法に基づく公的資本増強による金融機能の早期健全化により金融システムの再構築と経済の活性化に資するためには、資本増強行の経営の健全化が図られる必要があることから、資本増強行が策定する経営健全化計画のフォローアップ等を適切に行っていくこととしています。

また、金融機能強化法に基づく公的資金制度により地域経済の活性化、信用秩序の維持及び国民経済の健全な発展に資するためには、合併等をはじめとする経営改革を

行う金融機関に対して、申請に基づき国が資本参加すること等により金融機能の強化が図られる必要があることから、申請があった場合には、適正な審査を行うとともに、金融機関が策定する経営強化計画のフォローアップ等を適切に行っていくこととしています。

4. 平成 17 事務年度における事務運営についての評価

(1) 資本増強行の経営の健全化の状況

経営健全化計画の履行状況

早期健全化法に基づき資本増強が行われた金融機関の経営健全化計画の履行状況については、各金融機関からの報告を取りまとめて半期毎に公表しており、パブリック・プレッシャーによる自己規正を図ることとしています。また、計画未達の金融機関について、報告徴求、業務改善命令といった監督上の措置を講じることとしています。報告徴求では、収益等が計画を下回ったことを踏まえて、更なるリストラ策等の代替措置を求め、これを受けた金融機関においては、収益改善に向けた措置を策定・実施しています。また、業務改善命令では、収益改善策を含む業務改善計画の提出・実施等を求め、これを受けた金融機関においては、収益強化策や経費削減策を含む業務改善計画を策定し、その四半期毎の実施状況を報告しています。こうした枠組みの下で、資本増強を受けた金融機関の経営健全化が促されているものと考えています。

公的資金の返済状況

17 事務年度においては、資本増強行のうち、三菱UFJフィナンシャル・グループ、もみじホールディングス、熊本ファミリー銀行、八千代銀行及び和歌山銀行については、合わせて1兆4,970億円の優先株式の処分が行われ、公的資金が完済されました。また、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループについては、合わせて1兆704億円の優先株式の処分が、旧UFJホールディングス、りそなホールディングス、ほくほくフィナンシャルグループ及びもみじホールディングスについては、合わせて3,400億円の劣後債・劣後ローンの期限前償還・期限前弁済（いわゆる「コールオプション行使」）が行われました。

この結果、旧安定化法及び早期健全化法に基づく資本増強額（約10.4兆円）の18年6月末の残高は約4.0兆円となっています。また、これまでの実際の返済金額は、資本増強行の株価の上昇から、当初の資本増強額である約6.3兆円を約7,800億円上回るものとなっており、「納税者の利益」に資するものとなっています。

こうした動きは、資本増強行の経営健全化計画に対する当局の適切なフォローアップ等により、各行の経営健全化が進展したことを反映したものであると考えています。

(2) 金融機能強化法の適切な運用

17 事務年度は、金融機能強化法に基づく資本参加の事例はありませんでした。

5 . 今後の課題

(1) より強固な金融システムの構築のために、早期健全化法に基づき公的資金による資本増強を受けた金融機関の経営のより一層の健全性の確保及び「納税者の利益」の立場により重きを置いた公的資金の管理を図るため、引き続き適切な対応に努めていく必要があります。

(2) 金融機能強化法に基づく株式等の引受け等に係る申込みがあった場合は、法令に基づき適正に審査し、資本参加を行うこととした場合には、提出された経営強化計画の公表及び計画の履行状況の定期的な公表を行うなど適切な運用を図っていく必要があります。

このため、19 年度において、所要の政府保証枠等の予算要求を行う必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。